

国民健康保険

お問合せ
国保年金課国保係
☎ 885-0340 (内) 117

国民健康保険税の 課税の仕組み

◎課税の対象・課税額の構成

国民健康保険税(国保税)は、加入世帯ごとに世帯主に課税されます。課税額は、次の4つの合計により構成されます。

- ▼所得割額 加入者の前年の所得に応じて計算します。
- ▼資産割額 加入者の固定資産税額に応じて計算します。
- ▼均等割額 加入されている方に対して、1人当たりの定額がかかります。
- ▼平等割額 加入されている世帯に対して、1世帯当たりの定額がかかります。

◎納期・納付の方法

美浦村の国保税は、4月から偶数月(年6回)が納期となっており、次のいずれかにより納付いただいています。

◇特別徴収

世帯主の公的年金から天引きで徴収されるもので、次の要件をすべて満たす方が対象です。

- ・世帯主が国民健康保険加入者で、同世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
- ・世帯主が受給している年金の年額が18万円以上の額
- ・世帯主が介護保険料の特別徴収の対象者

国保税と世帯主本人の介護保険料の合計が、世帯主の年金給付額の2分の1以下

◇普通徴収

納付書や口座振替により世帯主が直接納付するもので、特別徴収により国保税を納付していない方が対象です。

国保税課税額の確定時期 と確定前の賦課の仕組み

国保税の課税内容のうち、所得割は前年の加入者の所得に応じて算定しますが、個人の所得の確定は6月頃になるため、国保税課税額が確定するのは7月以降となります。

課税額確定により過納付額が発生した場合は、還付または他の未納額に充当されます。

◎仮徴収・暫定賦課

国保税課税額の確定前に到

来する納期の納税額は、暫定的に前年度の国保税を元に算出されます。これを特別徴収では「仮徴収」、普通徴収では「暫定賦課」と呼びます。

◇特別徴収の仮徴収

4・6・8月の公的年金から特別徴収される1・2・3期の国保税が仮徴収となります。この合計額を7月以降に決定する課税額から差し引いた残額が、10月以降の年金から特別徴収されます。

【仮徴収額の算定方法】

- ① 平成27年2月現在で特別徴収の方：平成26年度の第6期(2月)の納税額
- ② 平成27年4月から特別徴収となる方：平成26年度課税額(年度途中加入者は月割課税額の合計ではなく1年間課税した場合の額)÷6の額 ※100円未満切捨

◇普通徴収の暫定賦課

4・6月納期の1・2期の国保税が暫定賦課として課税されます。この合計額を8月に決定する課税額から差し引いた残額が、8月の3期以降に課税されます。

【暫定賦課額の算定】

仮徴収額の算定方法②の額×2

国民年金

お問合せ
国保年金課年金係
☎ 885-0340 (内) 115

平成27年度の国民年金 保険料が決定しました

平成27年度(平成27年4月～平成28年3月)の国民年金保険料は、月額1万5590円(前年度から月額340円引き上げ)になりました。なお、付加保険料は月額400円に変更はありません。

国民年金保険料の 様々な割引制度

《現金払いによる割引》

今年度12カ月分の保険料を4月30日までに現金で納付すると、3320円の割引となります。18万3760円になります。(1年前納)

また、4月から9月までの半年分を4月30日までに現金で納付すると、760円の割引となり、9万2780円に

なります。なお、10月から翌年3月までの半年分についても同様の割引となり、年間にとすると、15200円の割引となります。(6カ月前納)

この他、任意の月から年度末までの分を前納することも可能です。詳しくは、土浦年金事務所(☎825-11170)にお問い合わせください。

《口座振替による割引》

毎月の保険料は、通常翌月末が納期限となっていますが、当月末に金融機関等の口座から引き落とす早割制度で納付すると、月額50円の割引となります。なお、残高不足で口座から引き落としが出来なかった場合は割引がなくなり、通常の口座振替に切り替わりますので、ご注意ください。

また、口座振替にも前納割引制度(2年前納を含む)があります。詳しくは土浦年金事務所(☎825-11170)にお問い合わせください。

《クレジットカード納付による割引》

現金払いによって納付する場合と同様の前納割引制度は適用されますが、口座振替の早割制度は適用されません。